

静岡県政務活動費の交付の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年5月20日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第39号

静岡県政務活動費の交付の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）対策の推進に資するため、静岡県政務活動費の交付に関する条例（平成13年静岡県条例第39号。以下「政務活動費交付条例」という。）に基づいて交付する政務活動費の額の減額のための特例を定めるものとする。

(政務活動費の額の特例)

第2条 政務活動費交付条例の適用を受ける会派が、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に交付されるべき政務活動費の額は、政務活動費交付条例第4条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。